

松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業

【目的】

障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、もって障害者の平穏な生活を確保するため、また障害者差別解消支援地域協議会として、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化することを目的とする。

【事業計画】

目 標	事業実施内容
・ 障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための取組の実施	○障害者虐待防止・差別解消啓発活動 ・ 松戸市ホームページへ掲載 ・ パンフレット・ポスターの随時配布 ○市民向け講演会（虐待防止・差別解消）開催 ※コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ○市新規採用職員向け研修会（差別解消）開催 - 市新規採用職員へ向けて行う周知活動 ※コロナウイルスの影響を受け、現時点で新規採用職員の研修の実施時期は未定。 ○市職員向け研修会（差別解消）開催 - 市職員（管理職を含む）へ向けて行う周知活動 ※コロナウイルス感染拡大の状況により、中止の可能性あり。
・ 障害者虐待防止及び障害者差別解消に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体支援	○従事者向け研修会（虐待防止）開催 - 対象者：障害福祉サービス事業所職員 ○従事者向け研修会（差別解消）開催 - 対象者：障害福祉サービス事業所職員 ○担当者会議にて行う事例検討 ※コロナウイルス感染拡大の状況により、中止または書面開催の可能性あり。

目 標	事業実施内容
・ 早期対応及び再発防止対策強化 ・ 虐待・差別に係る通報又は届出を受けた松戸市との連携	【障害者虐待・障害者差別相談】 ・ 家庭内における虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待、障害を理由とする差別に関する相談に対応する。 ・ 相談窓口は障害者虐待防止・障害者差別相談センターが中心となる。 【障害者虐待防止研究】 ・ 千葉県市町村障害者虐待防止担当者連絡会議及び障害者虐待防止・権利擁護研修会への参加。 第1回…R2.7.29（ウェブ会議にて実施） 第2回～第4回までは通常どおりの開催を予定。
・ 障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化	【障害者虐待防止マニュアルの改訂】 ・ 障害者虐待防止マニュアルの改訂

【活動実績】

（１）会議開催状況

（ア）全体会 年に2回（5月・2月）開催

- ・ 松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業計画について

（イ）担当者的会議 奇数月の第4金曜日に開催

- ・ 施設従事者向け研修会について（企画内容の検討）
- ・ 市民向け講演会について（企画内容の検討）
- ・ 障害者虐待通報事例の現状及び対応報告、検証
- ・ 障害者差別相談事例の現状及び対応報告、検証

(2) 障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証

・障害者虐待

	養護者虐待		施設従事者等虐待		使用者虐待		計	
	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数
平成 27 年度	17	7	5	1	0	0	22	8
平成 28 年度	29	7	6	3	0	0	35	10
平成 29 年度	51	26	10	4	4	1	65	31
平成 30 年度	25	14	16	5	4	0	45	19
令和元年度	36	14	18	2	2	0	56	16

・障害者差別

	相談受理件数	差別類型	
		不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供
平成 28 年度	17	2	15
平成 29 年度	15	6	9
平成 30 年度	6	4	2
令和元年度	15	11	4

(3) 啓発活動・講演会・研修会

- ・ポスター、パンフレットの配布：研修、イベント時に配布。
- ・施設従事者向け研修会：参加者53名。グループワーク及び講演形式にて開催。
- ・市職員向け講演会：参加者113名。人権推進員を対象に講演形式にて開催。
- ・市民向け講演会：コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【課題への取り組みと評価】

- (1) 虐待・差別ともに内容が複雑化し対応困難な事例が増えているため、ネットワーク機能を強化する。

○取組内容

権利擁護部会と障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せもつ「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」を設置。協議をより深めるため、医師、警察、市関係課職員等の新たな委員を加えた。

○評価

警察の追加に伴い、虐待認定時の確認の方法等について意見・助言をいただくことができ、虐待認定の判断についての知識を学んでいる。また、市関係職員の追加に伴い、他課との連携も図ることができ支援体制の強化に努めている。虐待と差別を兼ねる事案について、同時に検証することが可能になった。

- (2) 障害者虐待について、相談件数の増加により即時対応が困難な場合がある。

○取組

リスクアセスメントシートにより優先順位をつけて対応を行う。基幹相談支援センターの体制強化を図る。

○評価

障害者虐待防止・差別相談センター（基幹相談支援センター）の双方でリスクアセスメントシートの活用について改めて確認と徹底を行い、共通の認識で支援に入ることができるようになっている。また、令和元年度より基幹相談支援センターの専門職員を増員したことに伴い、即時の対応が可能になりつつある。

【今年度の取組み内容】

- (1) 予防・啓発活動

市民が通報しやすいよう、パンフレットやポスターを引き続き配布し、啓発活動を行う。

随時ポスター・チラシを配布しているが、研修に参加する事業所に偏りがあり、全ての事業所への配布がされていない。新規参入の事業所にも配布できるよう年に一回配布を行い周知できるようにしていく。

- (2) 講演会・研修会

施設従事者向け研修会では、研修内容は好評であったが、グループワークの時間が不足した。虐待と差別の研修会を一度に行ったことにより、内容が詰め込まれす

ぎてしまった。今年度は虐待と差別の研修会を分けて実施することを検討。

(3) 内容が複雑化し、対応困難な事例への対応力の強化

虐待通報をしたが、虐待者には話をしないでほしい、大事にはしてほしくないといった介入の難しい事例や複合世帯でトラブルを抱えている等の対応困難な事例が多く、終結までに時間を要すケースが多い。対応能力向上のため、県が実施する研修会に引き続き参加し、他市との情報交換を行い、支援スキル等を学ぶ。

(4) 障害者虐待における即時対応体制の構築

障害者虐待防止・差別相談センター（基幹相談支援センター）と同一の様式を使用し、緊急度の確認や支援方針の共通化を図り、即時対応可能な体制を構築する。

(5) 障害者虐待防止マニュアルの改訂

本人や家族、事業所の職員にも活用しやすい内容にするため、マニュアルの改訂を行う。

(6) 高齢者虐待・児童虐待との連携の強化

複合的な問題を抱える世帯の課題解決に向け、高齢・児童・障害の3虐待にかかる関係団体とより連携できる仕組みを構築する。